

館林市市有財産自動販売機設置に係る仕様書

※現況と仕様書に相違がある場合は、現況を優先します

物件番号	設置場所	連絡先	過去平均年間売上	最低歩合率	設置台数	設置面積
1	つつじが岡公園（三の丸南面駐車場①）	緑のまち推進課 公園管理係 TEL0276-47-5155	1,568,000 円	15%	1台 (屋外)	1.34 m ²
2	つつじが岡公園（三の丸南面駐車場②）		1,754,320 円	15%	1台 (屋外)	1.34 m ²
3	近藤沼公園（東沼）		911,180 円	15%	1台 (屋外)	1.34 m ²

※各施設における設置場所（案）については別添設置場所図面を参照。事前に設置場所を確認ください

※過去平均年間売上は、令和5年3月～令和7年2月分の売上の平均です

2 設置期間

令和8年3月1日から令和10年7月31日までの2年5ヶ月間（更新なし）

※本来であれば3年間とするところですが、他の公園の自動販売機における許可期間と合わせるため、2年5か月間とするもの

※施設の修繕・改築等により、上記期間が短くなる場合や設置場所の移動が生じる場合は、市が設置者に対して事前に文書で通知し、設置者は市の指示に従うものとする

3 販売商品の種類等

(1) 種類

原則として、缶、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、牛乳、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、指定されたもの以外の飲食物類等、酒類及びたばこの販売は認めない。

(2) 価格

標準販売価格（定価）以下とする。

4 設置する自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさは現場のスペースに貸付面積内で設置可能なものとすること

②デザイン（外観色を含む）は周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとすること。ただ

し、設置場所が屋外等で対応機種がない場合はこの限りではない

③災害対応型自動販売機の設置には、災害対応型であることを表示すること

(2) 環境対策

自動販売機は、ノンフロン対応であり、省エネタイプなど消費電力の低減に資する技術等を導入した機種の選定に努めること

(3) 安全対策

① 転倒防止 「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)並びに「自動販売機据付規準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守した措置を講じること

② 食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自販機自主ガイドライン」(清涼飲料自販機協議会)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない

③ 防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすこと。

(4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置 原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置する

②回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製で、蓋付きのものとする

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収用容積とする。なお、状況に応じて市が回収を依頼した時は早急に対応すること

ウ その他 収用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る

③使用済み容器の処理 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成 7 年法律第 112 号)など、関係 法令に基づいて適切に処理すること

5 自動販売機の設置及び管理運営

(1) 本体規格については、原則として設置面積内のものとすること。

(2) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行い、その際には建物の軸体に負担のかからない方法で設置すること。

(3) 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などをを行うこと。

(4) 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

(5) 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めること。

(6) 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置者の責任において対応する

こと。また、自動販売機の故障時等の連絡先を明記すること。

- (7) 設置者において、自動販売機の電力使用量を測定する電力量計（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る）を設置すること。

6 費用負担等

(1) 賃借料

賃借料は、自動販売機の売上額に歩合率を乗じて得た額に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。また、契約期間中に消費税等の税率が変動した場合、市は変動後の税率を適用して請求できるものとする（屋外の物件については、消費税は加算されない）。なお、賃借料は市が発行する納入通知書により、指定された期日までに納入すること。

(2) 設置及び撤去

自動販売機の設置、交換、維持管理及び撤去（原状回復を含む）等並びに電源から自動販売機までの回線工事に係る一切の費用は、すべて設置者の負担とする。また、電気使用量を計測するための専用メーターを設置する費用も同様とする。なお、設置にあたっては館林市の指示に従うものとする。

(3) 電気料

電気使用量を計測するための専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る）により計測した使用電力量に基づき、市が計算した額とする。なお電気料は、市が発行する納入通知書により、指定された期日までに納入すること。

(4) 売上報告

売り上げ本数（個数）及び売上金額を、月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに報告すること。

7 設置場所の返還

- (1) 次に該当するときは、契約を解除又は変更することがある。なお、契約に定める義務を履行しないため契約を解除する場合は、納入済みの賃借料は還付しない。
- ①公共事業等のために必要になったとき
 - ②設置者が、契約の条件若しくは法令に違反したとき
- (2) 設置者は、(1)の契約の解除又は変更により設置場所の返還の指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

8 特記事項

(1) 災害時の対応

災害等により災害対策本部からの要請があった場合は、自動販売機内の在庫飲料等を無償で提供すること。

(2) 自動販売機による事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。

(3) 商品の盗難及び破損

①市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わない。

②設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は棄損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(4) 設置台数の見直し

各施設における自動販売機の利用状況等により、同一施設内に自動販売機を追加（増設）することがある。

(5) 禁止事項

① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用すること

② 貸付物件を第三者に転貸、又はそれに類似する行為をすること

③ 本件契約を第三者に譲渡、又は他の権利を設定すること

(6) その他

この要項の定めのほか、運営に関し疑義があるとき又は使用について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとする。